

国際資本市場協会 (ICMA)

グリーンイネーブリングプロジェクトガイダンス文書 2024 年 6 月

この文書は情報提供の目的のみに提供されるもので、法的、財務的、又は他の専門的な助言を行う際に依拠すべきものではない。この文書に含まれている情報は信頼できるとされる情報源から取られているものだが、ICMA はその情報が正確かや完全かについての表明や保証をするものではなく、ICMA やその従業員はこの文書やその内容の使用によって生じる又はそれらに関連するいかなる法的責任も負わない。同様にこの文書の中で使用している情報を提供したデータ提供者についても、その情報が正確かや完全かについての表明や保証をするものではなく、データ提供者はこの文書やその内容の使用によって生じる又はそれらに関連するいかなる法的責任も負わない。

はじめに

グリーンプロジェクトのバリューチェーンにおいて重要な役割を果たす多くのグリーンイネーブリングプロジェクト（以下、GEP）は、それ自体が明確にグリーンであるとはみなされないが、適格なグリーンプロジェクトにとって重要であることに変わりはない。本文書は、このような GEP のためのガイダンスとして、誘発された排出（induced emission）量及び削減貢献（avoided emission）量の両側面、および関連する環境・社会（E&S）リスクの管理を包摂する指針を提供する。これには、バリューチェーンの複雑さ及び複数の最終用途の課題を認識しつつ、パリ協定の目標に沿った低炭素経済への移行を促進し、かつその規模を拡大する上で、GEP が果たす役割を明らかにすることが含まれる。

このガイダンスは、既存の定義に基づく市場慣行を導き、発行体に透明性を促し、市場の健全性を守るために、原則の下に設置された ICMA の専門タスクフォースの提言に基づき、原則の執行委員会が策定したものである。策定に際しては、以下のようなイネーブリング・アクティビティに関する公式ガイダンス及び市場ガイダンスを考慮している：

- [EU タクソノミー規則第 16 条](#)
- [国際開発金融クラブ（IDFC）による「気候変動緩和資金追跡のための共通原則（バージョン 4、2023 年 12 月）」](#)
- [グラスゴー金融同盟（GFANZ）による「Review Note on Scaling Transition Finance](#)

以下に詳述するように、GEP の適格性は、(I) 具体的な規準と (II) 最終用途の透明性に基づいている。GEP の適格性認定には、両方の属性 (I 及び II) が必要である。追加ガイダンスも提供されている (III)。

I. 適格 GEP の具体的な規準(criteria)

GEP は以下の全ての規準に従うものである。

概要	具体的な規準
イネーブルドグリーンプロジェクトのバリューチェーンにとって必要	GEP は、イネーブルドグリーンプロジェクトのバリューチェーンの成立及び／又は実行に必要 (necessary) である。イネーブルドグリーンプロジェクトは、グリーンボンド原則に記載のとおり投資及び活動の両方を対象とし、明確な環境面での便益をもたらすものである。 GEP は、イネーブルドグリーンプロジェクトのバリューチェーンに必要な要素だが、必ずしもそれ自体が直接的に環境にポジティブなインパクトを与えるわけではない。 イネーブルドグリーンプロジェクトのバリューチェーンにおける GEP の位置づけは、明確に特定され、及び／又は、バリューチェーンの文脈を踏まえて説明されるべきである (should)。 いかなる場合でも、GEP は、ネットゼロシナリオ及び中長期の移行計画において、イネーブルドグリーンプロジェクトの必要な要素であり続けるべきである (should)。ネットゼロシナリオは頻繁に更新されるため、GEP 及び／又はイネーブルドグリーンプロジェクトは時間の経過とともに変化する可能性がある。
カーボンロックインしない	イネーブルドグリーンプロジェクトの段階を含め、GEP は、技術的に実現可能で、及び／又は商業化が予見できる他のソリューションと比較し、GHG 排出量が多い活動の口

	ックインにつながるべきではない（should）。 カーボンロックインは、通常、低排出・低炭素の代替品の可能性があるにもかかわらず、多排出インフラや資産が使用され続ける場合に発生する。しかし、カーボンロックインの定義については、地域の状況によって異なり得るため、単一の定義はない。したがって、ネットゼロシナリオへの移行、特に化石燃料からの移行は、国、地域、及び/又は、セクターごとの移行計画（例：国が決定する貢献及び関連ガイドライン、タクソノミー、セクターごとの脱炭素化アプローチなど）に照らして検討されるべきである（should）。
明確で定量化可能な、GEPに帰属する環境面での便益	GEP は、明確で定量化可能な、帰属する環境面での便益を示さなければならない（must）。環境面での便益は、イネーブルドグリーンプロジェクトを実施した場合の実効果又は推定される潜在的なアウトカムに基づく。これらは、非グリーン代替案又はベースラインシナリオと比較した、イネーブルドグリーンプロジェクトの仮定（例：GHG 排出量、水使用量、廃棄物など）を明確に示したライフサイクル分析型アプローチの評価に基づく。 期待される及び/又は達成されたプロジェクトのインパクトを伝える上では、透明性は特に重要である。定性的なパフォーマンス指標の使用に加え、実現可能な場合には、定量値を導く上で用いた主要な算出方法及び/又は仮定（寄与度含む）を開示し、イネーブルドグリーンプロジェクトに対するポジティブな環境インパクトを示す削減貢献量などの定量的なパフォーマンス指標を使用することが望ましい（is recommended）。 GEP は、グリーンボンド原則（以下、GBP）の分類が網羅的な記載になっていないことに留意した上で、GBP に記載されている一つ以上の適格グリーンプロジェクトカテゴリーにマッピングされることが望ましい（is recommended）。
環境又は社会への負のインパクトの緩和	GEP は、特定された環境及び社会へのインパクトとリスクを適切に管理していることを示すべきである（should）。発

	行体は、公的機関の又は市場ベースのタクソノミー及び基準¹に従って、GEP 自体による重大な社会的な負のインパクトがないことを確保すべきである（should）。同様に、発行体は、GEP が他の環境面での目標²に著しい害を及ぼさないことを確保すべきである（should）。発行体は、環境及び社会リスクを特定・管理するプロセス、及び、負のインパクトを緩和する最低限の基準及びガバナンス体制を、透明性をもって説明すべきである（should）。 また、発行体は、GEP に関連する重大な影響について、透明性をもって説明すべきである（should）。これには、以下の要素のうち少なくとも1つが含まれる： - 関連するタクソノミーとの整合性 - セクター別脱炭素化技術ロードマップとの整合性 - 利用可能な最良の技術及び手法に対するベンチマーキング - 業界基準に対するベンチマーキング - 同業他社と比較した相対的パフォーマンス - 過去のパフォーマンスからの改善 これは、投資家が投資対象とする活動（プロジェクト）の全体的なメリットについて情報を得た上で判断することを可能にする適格規準の不可欠な要素となる。
--	---

II. 最終用途の透明性

一般的に、GEP には、イネーブルドグリーンプロジェクトに限らず潜在的な複数の最終用途がある。イネーブルドグリーンプロジェクトにおける特定のエンドユーザーへのトレサビリティのレベルに関わらず、環境面での便益が示されるべきである（should）。その際には、GEP が現在どのように利用されているか、又は、明確なタイムラインに基づいて GEP がイネーブルドグリーンプロジェクトを成立させることにどのようにつながるか、のいずれかに基づき示す事も可能である（can）。

¹ 該当する場合、[EU タクソノミー](#)のミニマム・ソーシャル・セーフガード、[国連グローバル・コンパクトの10原則](#)、及び/又は、OECD 鉱物の責任あるサプライチェーンのための[デュー・ディリジェンス・ガイダンス](#)など。

² 気候変動緩和、気候変動適応、水・海洋資源の持続可能な利用と保護、循環経済への移行、汚染防止と管理、生物多様性と生態系の保護と回復など。

関連する場合には、発行体は GEP を全額グリーンボンドに算入するか、または（既知または推定の）最終用途に応じて按分するかについて、決定することができる（may）。いずれの場合も、選択したアプローチを投資家に明確に説明しなければならない（must）。

以下のシナリオが考えられる：

1. エンドユーザーが明らかでその追跡が概ね可能な場合、最終用途となるイネーブルドグリーンプロジェクトに資する活動の割合を開示すべきである（should）。
2. エンドユーザーが不明な場合、イネーブルドグリーンプロジェクトの成立に果たす役割やその市場領域で果たす役割を示す頑健で定量化可能な外部推計（代替指標を含む）を利用することが可能である（can）。例えば、活動に関する、信頼性の高い第三者による市場データ³で裏付けられた技術的仕様、現在及び将来の国際的な利用状況⁴、市場シェアに基づき、イネーブルドグリーンプロジェクトに取り込まれる可能性のある活動との関連付けが可能となる（can）。また、ボンドの残存期間中、前提となる外部情報は健全性と頑健性のためにモニタリング及び調整をすべきである（should）。このような条件の下、発行に関連する文書やグリーンボンド年次報告書の一部としてさらに開示と文脈の説明を行うことで、当該プロジェクトは GEP とみなされ得る（can）。この情報は、ボンドの残存期間中、継続的に更新・報告されるべきである（should）。

Ⅲ. 追加ガイダンス

グリーンボンド原則との適合

GEP を含むグリーンボンドの発行体は、GBP に適合しなければならない（shall）。特に、GBP の「2. プロジェクトの評価と選定のプロセス」の下で、投資家に明確に伝えるべきとされている情報については、発行体の環境面での持続可能性に関する包括的な目的、戦略、方針、及び／又はプロセスの文脈の中に位置付けることが望ましいとされていることを留意されたい。

主なセクターの例示

GEP がイネーブルドグリーンプロジェクト⁵のバリューチェーンを成立及び／又は実行する

³ 例えば金属の場合、最終用途別の現在の需要は、[USG Mineral Commodity Summaries](#) や EU [SCREEN factsheets](#) のような各国・地域の公的機関によって文書化されている。将来の需要予測は、[Wood Mackenzie](#) や [CRU](#) のような外部提供者のデータブックによって作成された世界市場の短期・長期見通しによって提供されうる。

⁴ [IEA シナリオ](#) などの外部シナリオに基づく。

⁵ GBP は、気候変動緩和、気候変動適応、自然資源の保全、生物多様性の保全、汚染の防止と管理といった環境目標に貢献するグリーンプロジェクトの適格性を、いくつかの幅広いカテゴリーに明確に分類している。

ために必要な場合は、主に以下のセクター⁶に当てはまる。以下は、参考であり、非網羅的で順不同のリストである。

- 鉱業・金属（例：電気自動車に使用される場合、「クリーンな輸送」のグリーンプロジェクトカテゴリーにマッピングされる）
- 建築・建設資材・設備（例：大気への排出抑制に使用される場合、「汚染防止と管理」にマッピングされる）
- 化学物質及びスペシャリティケミカル（例：建築用断熱材の製造に使用される場合、「グリーンビルディング」にマッピングされる）
- ICT および通信ネットワーク（例：スマートグリッドに使用される場合、「エネルギー効率」にマッピングされる）
- 工業用部品・コンポーネントの製造（例：電力網の開発に使用される場合、「再生可能エネルギー」にマッピングされる）

インパクトレポーティング

GEP を含むグリーンボンドを発行する場合は、GEP のレポーティングから生じるインパクトのダブルカウントのリスクを慎重に考慮すべきである（should）。ダブルカウントの回避については、ICMA の [Guidance Handbook](#) に掲載されている一般的なガイダンスを参照することができる（can）。

⁶ これらのセクターは、2024 年のグリーンイネープリングタスクフォースによって、最も関連性が高く、この定義の文脈で最も重要であると特定された。